

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部				
令和3年7月改定版				
1 工事概要				
(1) 工 事 名： 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターSCU増設工事				
(2) 工 事 場 所： 南風原町新川地内 (地域地区等：)				
(3) 敷 地 面 積： 57.230 m ²				
(4) 工 事 種 目： 建築工事一式				
ア 建築物				
建築物の名称 南部医療センター・こども医療センター				
主要用途 病院				
構造及び階数 RC造6階建(免震構造)				
工事種別 建築工事一式				
建築面積 12.475m ²				
延べ面積 36.571m ²				
イ 工作物及び立木				
工作物等の名称				
数量				
2 本工事の設計時期				
本工事の設計書は、令和 4 年 7 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。				
3 建築工事仕様				
(1) 標準仕様				
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版]以下「標準仕様書」という。による。				
(2) 特記仕様				
ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。				
イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。				
「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。				
「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。				
ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。				
エ 特記事項に記載の(参- . . .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。				
4 その他				
(1) 公共事業労務費調査に対する協力				
ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。				
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。				
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。				
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。				
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策				
受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。				
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。				
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。				
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。				
(3) ワンダーレスポンスの実施				
ア この工事はワンダーレスポンス実施対象工事である。				
「ワンダーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的には「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。				
イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。				
ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。				
エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。				
(4) 工事監理業務への協力等				
ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。				
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。				
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。				
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。				
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて				
本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。				
(6) 県産資材の優先使用				
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。				
(7) 下請業者の県内企業優先活用				
請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。				
(8) 不発弾等発見時の処理について				
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。				
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままでの状態で保存すること。				
なお、これについては、下請業者へも周知すること。				
(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について				
ア 工사용資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。				
イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。				
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。				
エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。				
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。				
カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。				
キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。				
(10) 不正軽油の使用の禁止等について				
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。				
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。				
(11) 設計図書における資材等の取扱いについて				
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。				
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。				
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。				
章	項 目	特 記 事 項		
① 一般共通事項	① 適用基準等	● 建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ● 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 敷地調査共通仕様書(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ● 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和元年版)(一社)公共建築協会 ● 営繕工事写真撮影要領(平成31年版) ● 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 ● 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 ● 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土木建築部 登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		
	② 工事実績情報の登録(1.1.4)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		
	③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。		
	4 工事の余裕期間	・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 (1) 本工事は余裕期間として【 】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。		
	5 概成工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。		
	6 品質計画等(1.2.2)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速：V0＝ m/s (平12建第1454号第2) (2) 地表面粗度区分： (8.4.3)(8.5.3)(9.4.4)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.14.5)(23.5.4) (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。		
	⑦ 施工図等(1.2.3)	電氣工作物の工事を行う場合、その工事期間において電氣保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。		
	⑧ 電氣保安技術者(1.3.3)	電氣工作物の工事を行う場合、その工事期間において電氣保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。		
	⑨ 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 ・ 無し ・ 有り【 ・ 現場説明書による ・ 図示 ・ 現場調整 工事車両の駐車場所： ・ 図示 ・ 現場説明書による 現場調整 資材、機材置場： ・ 図示 ・ 現場説明書による 現場調整 建設発生土の仮置場： ・ 図示 ・ 現場説明書による 現場調整 その他の施工条件： ・ 図示 ・ 現場説明書による 現場調整		
	⑩ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.10)	11 交通安全管理(1.3.8)		
⑪ 発生材の処理等(1.3.11)	発生材の種類			
		発生材の種類		
発注者に引き渡すもの		建設発生土		
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法		建設発生土		
現場において再利用を図るもの				
(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。		(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。		
(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工사용建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工사용機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。		
(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。		(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。		
(4) 受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。		(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。		
(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。		(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。		
(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について		(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について		
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPIに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。		ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPIに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。		
イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。		イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。		
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。		ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。		
工事名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターSCU増設工事		工事年度 令和 4 年度		
工事場所 南風原町新川地内		図面名称 建築工事特記仕様書(その1)		
発注機関 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター		縮 尺 —		
摘 要		図面番号 A-01		
管理建築士 設 計 製 図		名 称 株式会社イー・アール・ジー		
資格者氏名 1級建築士 250432号 池間 守		資格者氏名 1級建築士 250432号 池間 守		
登録番号 事務所登録番号 11X-644号		登録番号 事務所登録番号 11X-644号		
所 在 地 沖縄県浦添市大平2-19-11		所 在 地 沖縄県浦添市大平2-19-11		

①
一般
共通
事項
へ
続
き
▼

⑬
主任技術者・監
理技術者

(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
工事完成后、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。

⑭
主任技術者等
の資格

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。
・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

15
監理技術者の
兼務(特例監理
技術者の配置)

※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。

⑯
工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
① 火災保険 ② 建設工事保険 ③ 組立保険 ④ 請負業者賠償責任保険
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

⑰
ゆいくる材につ
いて

(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。
(2) ゆいくる材の品質管理
ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

18
技能士(1.5.2)

19
化学物質の濃
度測定(1.5.9)

20
完成時の提出
図書
(1.7.1)(1.7.2)

21
設計図CAD
データの貸与

22
情報共有シス
テム

23
墜落制止用器
具

(1) 測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数
・ 「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(国営整第4号 平成24年4月5日)
・ 「学校における室内空気汚染対策について」(15ス学健第11号 平成15年7月4日)
(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
※完成図 ※保全に関する資料
(1) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することという。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。
(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。
(3) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書
(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。
なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
本工事中は発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
【インターネット環境】 :ブロードバンド回線
【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1／10
【推奨ブラウザ】 :Internet Explorer 11
情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの実事実を報告し、確認を受けること。(支払いの実事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)
・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。

②
仮設
工事

③
環境対策につ
いて

4
足場その他
(2.2.4)

5
監督員事務所
(2.3.1)

3
土
工
事

4
地
業
工
事

2
杭地業

3
床下防湿層
(4.6.5)

5
鉄
筋
工
事

① 工事用水

② 工事用電力

③ 環境対策について

4 足場その他(2.2.4)

5 監督員事務所(2.3.1)

1 埋戻し及び盛土(3.2.3)(表3.2.1)

2 山留めの撤去(3.3.3)

1 載荷試験(4.2.3)(4.2.4)

2 杭地業

1 鉄筋(5.2.1)

2 溶接金網(5.2.2)

構内既存の施設①・利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償)】

構内既存の施設①・利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償)】

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。
(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。
・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

規模(㎡)

仕上げ 内壁・天井
屋根

備品の種類及び数量

埋戻し及び盛土の種類【・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種】

山留めの存置【・ 撤去 ・ 存置 】

載荷試験の種類 試験の方法 試験の位置 載荷荷重 報告書の記載事項

杭 水平試験・鉛直試験

地盤 平板載荷試験

(1) 杭地業の種類と工法(4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)

杭地業の種類 工法

・既製コンクリート杭地業
・鋼杭地業
・場所打ちコンクリート杭地業

・セメントミルク工法
・特定埋設杭工法
・アースドリル工法
・()工法
・図示

(2) 杭の寸法等(4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4)

杭径 杭長(m) 種類 継手数 先端部の形状 備考

試験杭

本杭

位置は図示による

(3) 杭の品質等(4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6)

設計支持力 推定支持力の算定方法 水平方向のずれ精度 継手工法 杭頭部の処理

(4) 支持層(4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)

支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘削深さ 支持層への根入れ深さ

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等(4.5.4)

ア 鉄筋

帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考

【・(参-2.2)・図示】

イ セメントの種類【・ 普通ポルトランドセメント ・図示】

ウ コンクリート

設計基準強度 種別 備考

防湿層の範囲は、図示による。

種類の記号 呼び名(mm) 備考

網目の形状 寸法 鉄線の経 備考

3
継手及び定着
(5.3.4)

4
鉄筋のかぶり厚
さ及び間隔
(5.3.5)

5
各部配筋
(5.3.7)

6
機械式継手

5
コン
ク
リ
ー
ト
工
事

4
コンクリート打
放し仕上げ
(6.2.5)(6.8.1)

5
コンクリートの
品質管理

6
打継ぎ(6.6.4)

7
型枠
(6.8.1)
(6.8.2)

8
軽量コンクリー
ト

9
暑中コンクリー
ト

10
品質確保

工事名称 沖縄県立南部医療センターこども医療センターSCU増設工事

工事年度 令和 4 年度

工事場所 南風原町新川地内

図面名称 建築工事特記仕様書(その2)

発注機関 沖縄県立南部医療センターこども医療センター

縮 尺

摘 要

図面番号 A-02

管理建築士

設 計

製 図

名 称 株式会社イー・アール・ジー

資格者氏名 1級建築士 250432号 池間 守

登録番号 事務所登録番号 11X-644号

所 在 地 沖縄県浦添市大平2-19-11

設計者

池間

宮城

宮城

7
鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)
(表7.2.1)

2 高力ボルト
(7.2.2)(7.3.2)
(7.4.2)(7.4.7)

3 普通ボルト
(7.2.3)(7.3.2)

4 アンカーボルト
(7.2.4)(7.3.2)
(7.10.3)
(表7.10.1)

5 デッキプレート
(7.2.7)(7.7.8)

6 スタッ
(7.2.8)

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

8 材料試験等
(7.2.10)

9 仮組(7.3.10)

10 溶接
(7.6.3)(7.6.4)
(7.6.7)(7.6.12)

11 塗料の種類
(7.8.4)
(表18.3.1)

12 耐火被覆の種類及び性能
(7.9.2)(7.9.3)

13 その他(7.11.2)
(7.12.5)

記号の種類	適用箇所	備考	
		形状及び寸法は、図示による。	

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考
すべり係数試験：【・実施する・実施しない】					
試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示・】					

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

・構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

・建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

施工部位	材質	形状	寸法	備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示・】

施工部位	材質	形状	寸法	備考

材料	厚さ	種別	備考

引張りを受ける材料の試験等:・実施する【図示()】

仮組の実施:【・実施する・実施しない】

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカルップの形状	溶接部の試験

錆止め塗料の種類:【・A種・B種】

種類	所要性能及び摘要箇所

(1) 軽量鋼構造におけるボルトの接合方法:
(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:【・ブラスト処理・ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法:】

8
コンクリートブロック・ALCパネル・ECP工事

1 補強コンクリートブロック造
(8.2.2)(8.2.4)
(8.2.5)

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
(8.3.2)~(8.3.4)

3 ALCパネル
(8.4.2)~(8.4.5)
(表8.4.2)
(表8.4.3)

4 押出成形セメント板(ECP)
(8.5.2)~(8.5.4)
(表8.5.1)
(表8.5.2)

ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無:【・有り・無し】

(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能:【・1時間・2時間】

(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅:【・図示・()mm】

(4) 耐火目地材の適用:【・適用する・適用しない】

パネルの種類	表面形状	厚さ	幅	取付工法

9
防水工事

1 防水の種類

2 シーリング
(9.7.2)(9.7.3)
(9.7.5)
(16.14.5)
(17.3.2)

3 保証

10 石工事

11 タイル工事

12 木工事

(1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)		
防水の種類	厚さ	施工箇所

(2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)

防水層の種別	工法	備考

(表9.2.3)~(表9.2.9)(表9.3.1)~(表9.3.3)
(表9.4.1)~(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)

(3) その他の材料等

・押え金物:(材質)(寸法)

・絶縁用シート:(材料)

・断熱材:(材質)(厚さ)

・立上り部保護:(材料)(工法等)

・脱気装置:(種類)(設置数)

・仕上り塗料:(種類)(使用量)

(4) 施工

・下地の処理方法等:()

シーリング材の種類	施工箇所	試験等
		※簡易接着性試験・
		※簡易接着性試験・

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。

(2) 保証期間は、工事完成后【】年間とする。ただし、アスファルト防水は【】年間とする。

(1) 天然石

施工箇所	種類	表面仕上げの種類

(2) テラゾ

施工箇所	種石の種類、大きさ	形状及び寸法	表面仕上げの種類

(1) 工法、加工等

工法	厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

(10.2.2)

(10.2.3)

3 床及び階段の石張り
(10.6.2)(10.6.3)

厚さ	石裏面処理	目地幅	備考

4 特殊部位の石張り(10.7.1)
(10.7.2)(10.7.3)

施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

(1) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性

(2) タイルの試験張り:【・行う・行わない】

(3) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】

壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理:【・MCR工法・目荒らし工法】

(1) 見え掛り面の表面仕上げの程度

施工箇所	種類
	・A種・B種・C種・H-種
	・A種・B種・C種・H-種

(12.2.1)

(表12.2.1)

(2) 木材(下地材)の含水率:※A種・B種
木材(造作材)の含水率:※A種・B種

2 土壌の防蟻処理

3 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)

4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証

13 屋根及びびとい工事

(3) 製材					
【・「製材の日本農林規格」による					
・「製材の日本農林規格」以外による】					
【・下地用針葉樹製材・造作用針葉樹製材					
・広葉樹製材・】					
施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理

(4) 造作用集成材

【・「集成材の日本農林規格」による

・「集成材の日本農林規格」以外による】

【・造作用集成材・化粧ばり造作用集成材

・化粧ばり構造用集成材・】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(5) 造作用単板積層材

【・「単板積層材の日本農林規格」による

・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫・強度等

(6) 合板等【・普通合板・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(7) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(8) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行)Ⅰ新築建築物しろあり予防処理標準仕様書4処理の箇所に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。

(2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。

(3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」Ⅰ新築建築物しろあり予防処理標準仕様書3処理の方法に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

木材処理(防蟻・防虫)

(1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材

(2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。

(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。

ア造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。

イ構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

1 長尺金属板葺
(13.2.2)

施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等

下葺材料:【・アスファルトルーフィング940・改質アスファルトルーフィング】

施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ

(1) 軒先面戸板の適用:【・有り・なし】

(2) 断熱材張り【・実施する・実施しない】

2 折板
(13.3.2)

3 県産瓦葺

4 とい(13.5.2)
(表13.5.1)

14 金属工事

15 左官工事

(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。

(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

【・1名以上配置

・施工面積 m2につき、級技能評価試験に合格した者を1名配置】

材種	規格名称	材質	備考

あと施工アンカーの引抜試験:【・実施する・実施しない】

表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602)
(14.2.2)(14.7.2)(14.8.2)(14.8.3)(表14.2.1)

施工箇所	種別	表面処理方法

(14.2.3)(表14.2.2)

屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	野縁の間隔	備考

・補強方法等(図示による)

(1) 金属成形板の種別及び表面処理:

(2) 長尺の場合における伸縮調整継手:

(1) 構成部材による種類:

(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。

種別:【・A-1・B-1】

種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602)

(3) 固定金具の間隔及び固定方法:

(1) 手すり

ア表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類

【・A1・A2】(JIS H 8602)

イ取付け金物等は、全てステンレス(SUS 304)とする。

(2) タラップ

ア表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類

【・A1・A2】(JIS H 8602)

イ取付け金物等は、全てステンレス(SUS 304)とする。

ウ足掛かり部は、スリッパ止め加工とする。

1 ラス系下地
(15.2.4)

(1) 種類:・通気工法(・二重下地・単層下地)

・直貼り工法(・ラスモルタル下地・ラスシートモルタル下地)

・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合()

(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様()

材料	種類	厚さ

(1) モルタル:・現場調査材料・既調査材料()

(2) 既製目地材の適用及び形状:

(3) 床の目地の設置及び工法:

(4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験:【・実施する・実施しない】

セルフレベリング材の種類:【・せっこう系・セメント系】
(15.5.2)(表15.5.1)

工事名称 沖縄県立南部医療センターこども医療センターSCU増設工事

工事年度 令和 4 年度

工事場所 南風原町新川地内

図面名称 建築工事特記仕様書(その2)

発注機関 沖縄県立南部医療センターこども医療センター

縮尺

摘要

図面番号 A-03

管理建築士

設計

製図

名称 株式会社エー・アール・ジー

資格者氏名 1級建築士 250432号 池間 守

設計者 登録番号 事務所登録番号 11X-644号

所在地 沖縄県浦添市大平 2-19-11

15
左官工事
へ続き

5 仕上塗材仕上げ(15.6.2)
(表15.6.1)

6 マスチック塗料塗り(表15.7.2)

7 せっこうプラスター塗り(15.8.2)(15.8.3)

8 しっくい塗り(15.10.2)

9 ロックウール吹付け(15.12.3)

種類	呼び名	仕上りの形状・工法等

工程	種別	塗料その他

(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用)

(2) 上塗り:・既調合プラスター(上塗り用)・しっくい塗り

(1) しっくい:・現場調合材料・既調合材料()

仕上げ厚さ:

16
建具工事

1 防火戸等(16.1.3)(16.1.6)

2 見本の製作等(16.1.4)

3 アルミニウム製建具(16.2.2)(16.2.4)(16.2.5)(表14.2.1)(表16.2.1)

4 樹脂製建具(16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)(表16.3.4)

5 銅製建具(16.4.2)

6 鋼製軽量建具(16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)

7 ステンレス製建具(16.6.2)(16.6.3)

8 木製建具(16.7.2)(16.7.4)

9 建具用金物(16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1)

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。

(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

(1) 建具見本の製作:【・行う・行わない】

(2) 特殊な建具の仮組:【・実施する・実施しない】

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			
・耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種類及び複合皮膜の種類

種別: B-1

複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602)

(4) 結露水の処理方法:

(5) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			

(3) 表面色:

(4) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。

(5) ガラス: ※複層ガラス・単板ガラス・三重ガラス・

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) ピニル被覆鋼板:【・使用する・使用しない】

(4) カラー鋼板の適用:【・使用する・使用しない】

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 表面仕上げ:【※HL・パイブレーション・鏡面・】

(1) かまち戸

かま치의樹種:、鏡板の樹種:

(2) ふすま

上張りの種類:、縁の仕上げ:

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

10 鍵(16.8.4)

11 自動ドア開閉装置(16.9.3)(表16.9.4)

12 シャッター(16.11.2)(16.12.2)(16.12.4)

13 オーバーヘッドドア(16.13.2)

14 ガラス(16.14.2)(16.14.4)(16.14.5)

17 カーテンウォール工事

18 塗装工事

19 内装工事

20 ユニット及びその他工事

21 排水工事

(1) マスターキー:【・製作する・製作しない】

(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】

(2) センサーの種類:

(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】

(2) 耐風圧強度:

(3) 開閉機能:【・手動式・電動式】

(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】

(5) スラットの形式:【・インターロッキング形・オーバーラッピング形】

(1) 耐風圧性能の区分:

(2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】

(3) 収納形式による区分:

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種

(3) 熱線反射ガラスの映像調整:

(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー

(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】

(2) 性能

耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性

(3) 材料の種類

金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガasket

(4) 先付け材料:【・建具枠・ゴット用がイトレール・仕様等については、図示による。

(5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ:

(6) PCカーテンウォールの仕上げ:

(7) 構造ガasketを用いるガラスの取付け:

塗装面

素地ごしらえ工程の種類	塗料の名称・種類	塗装工程の種類	施工箇所

防火材料の指定【・有・無】

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。

(2) 保証期間は、工事完成後【】年間とする。

(1) ビニル床シート等

(19.2.2)

(19.2.3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り・無し
				・有り・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用:

【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

施工箇所

カーペットの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
			・グリッパー・全面接着
			・グリッパー・全面接着

(1) 帯電性の適用【・有り・無し】

(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:

4 フローリング張り(19.5.2)(19.5.3)

5 フローリングボードの特殊張り

6 畳敷き(19.6.2)

7 せっこうボード、その他ボード及び合板張り(19.7.2)(19.7.3)(表19.7.5)

8 壁紙張り(19.8.2)

9 断熱及び防露(19.9.2)(19.9.3)

20 ユニット及びその他工事

21 排水工事

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

(1) 畳の種別【・A種・B種・C種・D種(種別:)】

(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※図示(A-)による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。

(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:【・】

品質及び防火性能:【】

断熱材の種類及び厚さ:【】

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗

施工箇所	構造形式	構成基材	遮音性	表面仕上げ	建具寸法等

施工箇所	種類	表面材	操作方法	遮音性	備考

あと施工アンカーの使用:【・有り・無し】材質、寸法等は図示による。

表面材の材質	脚部の形状及び寸法	ドアエッジの形状及び材質

材種	形状	寸法	備考

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅	施工箇所

操作方式	幅及び高さ	材種	品質等	施工箇所

形式	開閉操作	きれ地の種別等	施工箇所	備考

(1) 間知石

材種	目塗り	目地の材種・厚さ等	施工箇所
			図示【A-】

(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分:【・】

(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】

(2) 受け枠の材種:【・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】

名称	寸法	適用内容	規格・品質	備考
流し台				
コンロ台				

材種	管の種類	呼び径	備考

(1) 側塊

形状	寸法	備考

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考

3 基底(21.2.2)

4 街きよ、縁石及び側溝(21.3.4)

22 舗装工事

23 植栽及び屋上緑化工事工事

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考

(4) 地業の材料:【】

基底の厚さ及び種類:図示による。

コンクリート縁石及び側溝

名称	規格名称	形状	寸法等	備考

1 路床(22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)(表22.2.1)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:

(1) 車道部の厚さ:【】

(2) 締固め度試験:【】

3 アスファルト舗装(22.4.2)(22.4.4)(22.4.5)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・】

(2) 加熱アスファルト混合物等の種類:【・密粒度アスファルト混合物(13)・再粒度アスファルト混合物(13)】

(3) シールコートの適用:【・有り・無し】

4 コンクリート舗装(22.5.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・】

5 カラー舗装(22.6.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・】

(2) 種類:【・加熱系()・常温系()】

(3) 添加する着色骨材又は自然石【・図示による(A-)・】

(4) その他【・】

6 透水性アスファルト舗装(22.7.2)

構成及び厚さ:【・図示による(A-)・】

7 ブロック系舗装(22.8.1)

(1) ブロック系舗装の適用:【・コンクリート平板舗装・インターロッキングブロック舗装・鋪石舗装】

(2) 種類及び寸法等:【・図示による(A-)・】

(3) ジオテキスタイルの適用及び品質:【】

1 植栽地の確認(23.1.3)(23.2.2)(23.2.3)

(1) 植栽地の土壌試験:

(2) 暗きよ、開きよ及び排水層等の設置は、図示による。

(3) 土壌改良材:

(4) 植込み用土:

2 植樹(23.3.2)-(23.3.4)(23.3.6)

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

(2) 新植樹木の枯補償の期間:【※1年・()年】

(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年・()年】

3 芝張り等(23.4.2)

(1) 芝の種類:

(2) 種子の種類及び量:

(3) 地被類

樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

4 屋上緑化(23.5.2)(23.5.3)(23.5.4)

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。

※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

工事名称

沖縄県立南部医療センターこども医療センターSCU増設工事

工事年度

令和 4 年度

工事場所

南風原町新川地内

図面名称

建築工事特記仕様書(その2)

発注機関

沖縄県立南部医療センターこども医療センター

縮尺

—

摘要

図面番号

A-04

検印

管理建築士

設計

製図

図面名称

株式会社エー・アール・ジー

資格者氏名

1級建築士 250432号 池間 守

登録番号

事務所登録番号 11X-644号

所在地

沖縄県浦添市大平2-19-11